熊谷市監査委員公告第６号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和７年５月２９日

熊谷市監査委員　富　井　晴　夫

熊谷市監査委員　新　島　一　英

令和６年度産業振興部定期監査結果報告書

１　監査の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第１号に掲げる監査

２　監査の対象

⑴　対象部局等

商業観光課、企業活動支援課、東部地域開発推進室、農業政策課

⑵　対象事務

令和５、６年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

３　監査の着眼点

⑴　収入事務　①　帳票等と現金は突合しているか。
②　必要な帳簿類は整備されているか。
③　納入の通知は適正に行われているか。
④　補助金申請の手続は適切にされているか。
⑤　債権管理は適正に行われているか。

⑵　支出事務　①　必要な手続は行われているか。
②　適正な支出となっているか。

⑶　契約事務　①　安易に随意契約を採用していないか。
②　契約の履行に問題はないか。
③　完了報告を漏れなく受領しているか。
④　検査結果通知書等は作成されているか。

⑷　補助金　①　交付に当たって根拠等審査は適切か。
②　実績報告書を提出させているか。

⑸　負担金　①　公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。
②　負担効果の点から整理すべきものはないか。

⑹　工事　①　業者の選定は適切か。
②　工事の実施は計画的に行われているか。

⑺　財産管理　①　返納手続をせずに処分していないか。
②　備品の登録に漏れはないか。

⑻　その他　事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

４　監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

主な監査項目

⑴　収入事務

①　現金出納簿

②　切手、為替、小切手、金券、商品券等管理簿

③　コミュニティひろば電柱等使用料
④　シルバー人材センター使用料
⑤　地図売払収入
⑥　就業改善センター電柱等使用料
⑦　県支出金「新規就農総合支援事業費補助金」
⑧　その他の雑入

⑵　支出事務
①　「総合戦略」まち元気・熊谷市商品券発行事業「印刷費」
②　電子地域通貨発行事業「消耗品費」（マグネットシート、のぼり旗）
③　農業活性化センター管理運営経費「器具購入費」

⑶　契約事務
①　熊谷市星川エリアビジョン策定業務委託
②　電子地域通貨発行事業　地域通貨初期導入費用
③　電子地域通貨発行事業　電子地域通貨（クマＰＡＹ）決済代行委託料
④　熊谷市Ｗｉ－Ｆｉ観光整備設備保守業務委託
⑤　女性の起業は熊谷 de 事業業務委託
⑥　（仮称）道の駅「くまがや」整備事業除草業務委託
⑦　ソシオ流通センター駅周辺地区土地区画整理事業調査業務委託
⑧　第一舟川堰補修事業設計業務委託
⑨　農業活性化センター空調設備等保守点検業務委託

⑷　補助金
①　熊谷市中心市街地活性化事業費補助金
②　シルバー人材センター推進事業補助金
③　企業誘致推進事業補助金
④　熊谷市創業者応援補助金
⑤　産業団地応援事業交付金
⑥　熊谷市土地改良事業補助金（中心経営体農地集積促進事業 池上土地改良区分）

⑸　負担金
①　（一財）大里地域勤労者福祉サービスセンター管理運営費負担金
②　埼玉県農業共済組合事務費負担金

⑹　工事
（仮称）道の駅「くまがや」水路切回し等工事

⑺　財産管理
備品台帳一覧表

⑻　その他
①　出勤簿
②　時間外勤務集計データ
③　準公金関係書類
④　在庫管理簿

5　監査の実施場所及び期間

⑴　実施場所

監査委員事務局、商業観光課、企業活動支援課、東部地域開発推進室、農業政策課、妻沼行政センター３０１、３０２会議室

⑵　監査期間

令和６年１２月１１日から令和７年２月２０日まで

6　監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

⑴　収入事務

①　農業研修センター使用料について、現金の払込みが遅延していたものが見受けられたので、熊谷市会計事務規則第２６条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【農業政策課】

②　就業改善センター電柱等使用料の納付時期について、前納されていなかったので、熊谷市行政財産の使用料に関する条例第４条に基づき適正な事務処理を行うべきである。また、納期限が調定の日から２０日以内になっていなかったので、熊谷市会計事務規則第２１条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【農業政策課】

⑵　支出事務

指摘事項なし。

⑶　契約事務

指摘事項なし。

⑷　補助金

シルバー人材センター推進事業補助金について、実績報告書の収受日が、シルバー人材センター推進事業補助金交付要綱第５条に定める期限を大幅に超過していたので、交付要綱に基づき適正な事務処理を行うべきである。【企業活動支援課】

⑸　負担金

指摘事項なし。

⑹　工事

指摘事項なし。

⑺　財産管理

①　公印の備品登録漏れがあったので、熊谷市物品管理規則第１９条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【農業政策課】

②　すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第２６条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【商業観光課、農業政策課】

⑻　その他

①　「雪くま」のれん会について、「雪くま」販売促進ＰＲ事業補助金交付要綱第８条に定める確定通知書が作成されていなかったので、適正な事務処理を行うべきである。【商業観光課】

②　準公金の預金通帳等の管理について、協議会等の預金通帳と届出印が同じ場所で

管理されていたので、熊谷市準公金取扱要綱第６条第１項第５号に基づき適正な管理を行うべきである。【農業政策課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7　意見

データ活用によるまちづくりの推進について

３Ｄに可視化された人流データを商業観光課内で見学した。これは、指定したエリアに滞在した人の数や年代、性別等の分類データを収集・分析し、時間軸に沿って地図上に立体的に表すことができるもので、イベント運営における課題の抽出や解決等に活用されている。

これらの情報は、オープンデータとして公開され、市民や事業者等も利用できることから、安全で賑わいのあるまちづくりに生かされることを期待する。